令和5年度

経営所得等の機等の概要

一農業者の皆様へ一

はじめに

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の 農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産 条件の格差から生ずる不利を補正する交付金 (ゲタ対策)と、農業経営のセーフティネット として、当年産の収入が減少した場合に、その 減少額を補てんする交付金(ナラシ対策)を措 置しています。

また、令和元年からは、全ての農産物を対象 に収入の減少を広く補償する「収入保険制度」 も実施しています。

さらに、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の 本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直 接支払交付金等を措置しています。

本パンフレットでは、各対策の内容や、令和5年度における対策の追加・変更点なども記載していますので、御一読の上、対策への理解をさらに深めていただくことを期待します。

米・麦・大豆などを生産する農業者の皆様におかれましては、これらの対策を十分に活用いただき、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組んでいただき、農業経営の安定を図って下さるよう、よろしくお願いします。

目次

I	経営所得安定対策等の概要	4
1	ゲタ・ナラシ対策の交付対象者	6
2	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	8
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	1 3
4	水田活用の直接支払交付金	18
5	畑地化促進事業	2 4
6	畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業	2 5
7	小麦・大豆の国産化の推進	26
8	加工用米及び新規需要米の取組計画の申請	2 7
9	経営所得安定対策等の実施体制	3 1
10	対策に加入する農業者の皆様へ	3 2
11	対策の加入申請・交付手続き	3 3
12	交付金の交付スケジュール	38
13	農業経営基盤強化準備金制度	3 9
	収入保険・農業共済等の概要	4 0
1	収入保険	4 0
2	農業共済	4 3
3	自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP	4 4
	需要に応じた生産・販売	4 5
W	オンライン申請	5 0

経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【水田・畑地共通】

(所要額:1,984億円)

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(いずれも規模要件はありません。)】 ※ 交付対象者の要件は、6~7ページを参照してください。

数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和5年産~7年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対	平均交付 単価	
小麦	課税事業者向け	5,930
(円/60kg)	免税事業者向け	6,340
二条大麦	課税事業者向け	5,810
(円/50kg)	免税事業者向け	6,160
六条大麦	課税事業者向け	4,850
(円/50kg)	免税事業者向け	5,150

対	平均交付 単価	
はだか麦	課税事業者向け	8,630
(円/60kg)	免税事業者向け	9,160
大豆	課税事業者向け	9,430
(円/60kg)	免税事業者向け	9,840
てん菜	課税事業者向け	5,070
(円/t)	免税事業者向け	5,290

対針	平均交付 単価	
でん粉原料用	課税事業者向け	14,280
ばれいしょ (円/t)	免税事業者向け	15,180
そば	課税事業者向け	16,720
(円/45kg)	免税事業者向け	17,550
なたね	課税事業者向け	7,710
(円/60kg)	免税事業者向け	8,130

注1: てん菜の基準糖度は、16.6度

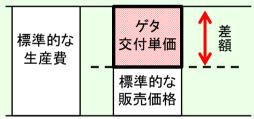
注2:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.6%

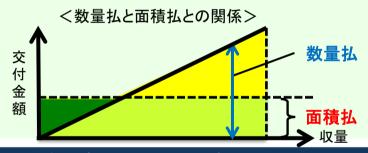
面積払

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

2.0万円/10a(そばは、1.3万円/10a)

<交付単価のイメージ>





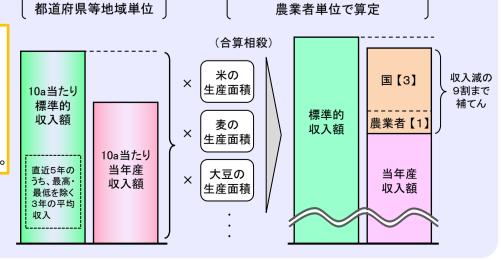
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

(所要額: 528億円)

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(いずれも規模要件はありません。)】 ※ 交付対象者の要件は、6~7ページを参照してください。

米、麦、大豆、てん菜、でん粉 原料用ばれいしょの当年産収入 額の合計が標準的収入額を下 回った場合に、その差額の9割を 補てんします。

(農業者と国が1対3の割合で拠出) 積立金は掛け捨てではありません。



水田活用の直接支払交付金及び関連対策

水田活用の直接支払交付金

(令和5年度予算概算決定額:2.918億円)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a ^{※2}

- ※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援
- ※2 飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同額を支援。令和6年度から標準単価を段階的に引き 下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)とする。(21ページ参照)

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に 支援します。

畑地化促進助成

(令和5年度予算概算決定額:22億円)

(令和4年度第2次補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

畑地化促進事業

(令和4年度第2次補正予算額:250億円)

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業(旧水田リノベーション事業)

畑作物産地形成促進事業: (令和4年度第2次補正予算額:300億円) コメ新市場開拓等促進事業: (令和5年度予算概算決定額:110億円)

実需者との結び付きの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

経営所得安定対策等推進事業等

(令和5年度予算概算決定額:72億円)

eMAFF(農林水産省共通申請サービス)のシステム運用など経営所得安定対策等の交付金の手続等の事務に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、水田収益力強化ビジョンの作成を行う都道府県、作付面積の現地確認等を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

都道府県への助成に当たっては、対策加入者数・取組面積などにも配慮し、また、都道府県は上記事項に基づき、市町村等に適切に配分します。

□ ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も2要件(7ページ参照)ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

麦・大豆などの対象作物を生産しているにも関わらず、交付対象者ではないため交付金を受けられない方は、令和5年産に向けて対策に加入することをご検討ください。

(1) 認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、自らが行う農業経営の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、認定庁*に申請します。

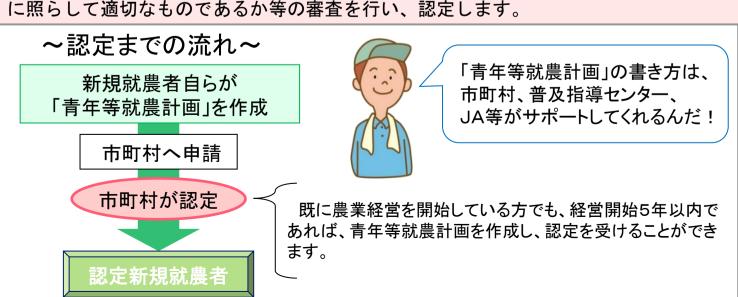
認定庁は、その計画の内容が、営農範囲(農用地又は農業生産施設が所在する区域) の市町村の設定した目標とすべき水準(基本構想)に照らして適切なものであるか等 の審査を行い、認定します。



(2) 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標や その達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請し ます。

市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準(基本構想)に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。



(3) こんな集落営農が対象になります

集落営農のゲタ・ナラシ対策の要件については、以下の2要件(「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」)です。

また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、各市町村が確実に行われると判断するものとします。

組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象作物について組織名義で出荷し、③その 販売代金等を①の集落営農の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売 や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農(特定農業団体を除く。)は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。





集落営農の法人化の取組を支援 する事業があるよ!

事業内容については、市町村にお問い合わせください。

都道府県に経営相談体制が整備 されているので、集落営農の経営 改善や多角化、組織合併などの 取組に際し、経営診断を受けたり 専門家に助言を求めたりすること に活用しよう!

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する 集落営農の一覧を作成し、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局 (以下「地方農政局等」という。)に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の加入申請期限は6月30日までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。

なお、申請手続については、33~37ページを参照してください。

また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続をお願いします。

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(所要額:1,984億円)

ゲタ対策は、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を 行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当す る交付金を直接交付する制度です。

交付金の支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です(いずれも規模要件はありません。)。交付対象者の要件については、6~7ページを参照してください。

(1)数量払 【交付単価は令和5年産~7年産に適用】

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

注1:は種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。

注2:麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象と

なりません。

注3: てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

注4: 麦、大豆、そばは、農産物検査又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い、一定以上の

格付けがなされたものが対象です。

② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

また、<u>令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれる</u>ことから、<u>免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要</u>となります。

小麦

品質区分(等級)		1 等又は 1 等相当			2等又は2等相当				
ランク		Α	В	O	D	Α	В	O	D
パン・中華麺用品種	課税事業者向け単価	7, 860	7, 360	7, 210	7, 150	6, 700	6, 200	6, 050	5, 990
(円/60kg)	免税事業者向け単価	8, 270	7, 770	7, 620	7, 560	7, 110	6, 610	6, 460	6, 400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5, 560	5, 060	4, 910	4, 850	4, 400	3, 900	3, 750	3, 690
	免税事業者向け単価	5, 970	5, 470	5, 320	5, 260	4, 810	4, 310	4, 160	4, 100

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A~Dランク:たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

品質区分(等級)		1 等又は 1 等相当			2等又は2等相当				
ラン	ク	Α	В	C	D	Α	В	С	D
二条大麦	課税事業者向け単価	5, 870	5, 450	5, 330	5, 280	5, 010	4, 590	4, 460	4, 410
(円/50kg)	免税事業者向け単価	6, 220	5, 800	5, 680	5, 630	5, 360	4, 940	4, 810	4, 760
六条大麦	課税事業者向け単価	5, 210	4, 790	4, 660	4, 610	4, 180	3, 760	3, 640	3, 590
(円/50kg)	免税事業者向け単価	5, 510	5, 090	4, 960	4, 910	4, 480	4, 060	3, 940	3, 890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9, 220	8, 720	8, 570	8, 480	7, 650	7, 150	7, 000	6, 920
	免税事業者向け単価	9, 750	9, 250	9, 100	9, 010	8, 180	7, 680	7, 530	7, 450

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A~Dランク:白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

品質区分 (等級)		1 等又は 1 等相当	2 等又は 2 等相当	3 等又は 3 等相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10, 360	9, 670	8, 990
	免税事業者向け単価	10, 770	10, 080	9, 400

品	合格又は 合格相当	
特定加工用	課税事業者向け単価	8, 310
大豆 (円/60kg)	免税事業者向け単価	8, 720

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用:豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

品質区分 (糖度)		← (+0.1度 ごと)	16.6度	────────────────────────────────────
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円	5, 070	▲62円
	免税事業者向け単価	+62円	5, 290	▲62円

糖度: てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分 (でん粉含有率)		(+0.1% ごと)	19. 6%	→ (▲0.1% ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円	14, 280	▲64円
	免税事業者向け単価	+64円	15, 180	▲64円

でん粉含有率:ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

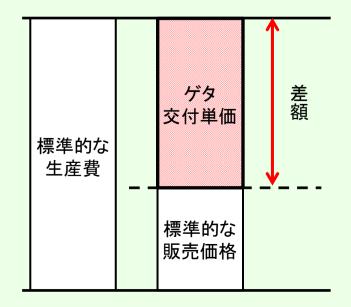
品 [((1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17, 180	15, 070
	免税事業者向け単価	18, 010	15, 900

等級:容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

品質区分 (品種)		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他 の品種
なたね	課税事業者向け単価	7, 720	6, 980
(円/60kg)	免税事業者向け単価	8, 140	7, 400

交付単価のイメージ



(参考) 平均交付単価

【算定式】

10a当たり生産費

(直近3年平均)

平均交付単価 💳

単収

(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)

販売価格

(直近5年中最高・最低を除く 3年の平均)

対象作物		平均交付 単価
小麦	課税事業者 向け単価	5,930
(円/60kg)	免税事業者 向け単価	6,340
二条大麦	課税事業者 向け単価	5,810
(円/50kg)	免税事業者 向け単価	6,160
六条大麦	課税事業者 向け単価	4,850
(円/50kg)	免税事業者 向け単価	5,150

対象作物		平均交付 単価
はだか麦	課税事業者 向け単価	8,630
(円/60kg)	免税事業者 向け単価	9,160
大豆	課税事業者 向け単価	9,430
(円/60kg)	免税事業者 向け単価	9,840
てん菜	課税事業者 向け単価	5,070
(円/t)	免税事業者 向け単価	5,290

対象作物		平均交付 単価
でん粉原料用	課税事業者 向け単価	14,280
ばれいしょ (円/t)	免税事業者 向け単価	15,180
そば	課税事業者 向け単価	16,720
(円/45kg)	免税事業者 向け単価	17,550
なたね	課税事業者 向け単価	7,710
(円/60kg)	免税事業者 向け単価	8,130

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

③ 免税事業者であることの確認方法等

基本ルール

<u>免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事</u> 業者向け単価が適用されます。

なお、免税事業者であることの判断は、2年前(2期前)の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。

確認に必要な書類

- 個人の方は、<u>2年前(※)の確定申告書B(写)</u>及び<u>青色申告決算書(農業所得用)</u> (<u>写)</u>又は<u>白色申告の収支内訳書(農業所得用)(写)</u>など
 - ※令和5年産の申請の場合、令和3年分
- 法人(人格なき社団含む)の方は、<u>2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書</u> (<u>別表第1)(写)</u>など
- 個人で営農開始後2年以内の方は、個人事業の開業·廃業等届出書(写)など
- 法人で設立初年度の方は、<u>法人設立届出書(写)等</u>など
- 法人で設立 2期目の方は、<u>法人設立届出書(写)等</u>及び<u>前期の各事業年度の所</u> <u>得に係る確定申告書(別表第1)(写)</u>など

各書類は、原則、<u>税務署の受付印が押印されたもの</u>を提出してください。 何かご不明な点等がございましたら、各地方農政局等にお問い合わせください。

※ 課税事業者であることの確認は行いません。

確認書類の提出期限

令和5年6月30日までに交付申請書(様式第1号)に添付して提出してください。 なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1ヵ月程度要するもの(税務署が再発行するもの等)もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。

④ 農産物検査によらない品位等区分の確認

令和3年産から登録検査機関による農産物検査とは別に、品位等区分を確認する者 (品位等確認主体)が実施する対象畑作物の確認(農産物検査の格付けと同等)が行わ れたものも交付対象としています。

品位等確認主体について

- ★ 国が以下の要件を満たしていることを確認した組織・個人等です。
 - ① 農産物検査の登録検査機関と同様の器具機材を所有していること。
 - ② 農産物検査の格付けと同等に品位等区分の確認を適正に行える能力を有すること。

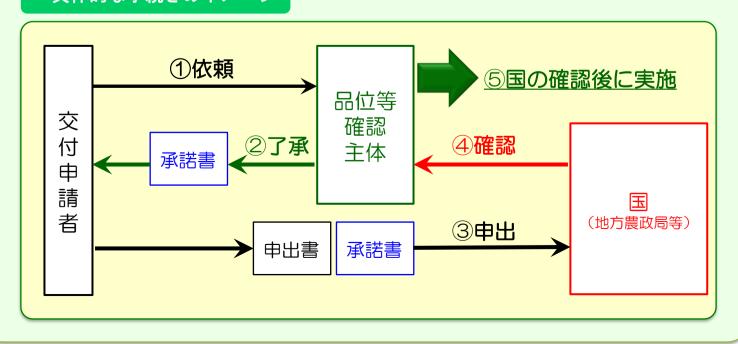
事務手続きについて

★ 交付申請時に申出書等を提出する必要があります。準備には長期間を要するため、提出期限に間に合うよう早めの相談をお願いします。

【具体的な手続き】

- ① 交付申請者は、品位等確認主体に対して品位等区分の確認をあらかじめ依頼します。
- ② 品位等確認主体は、交付申請者の依頼(申出)を承諾する場合は、<u>承諾書等を</u> <u>交付申請者に送付</u>します。
- ③ 交付申請者は、交付申請書に申出書及び承諾書等を添付の上、<u>地域農業再生協議会又は地方農政局等</u>に、原則、<u>毎年6月30日までに提出</u>してください。
- ④ 国は、申請者から提出された申出書等に基づき、<u>品位等確認主体が要件を満たしているかの確認を行い、妥当性の確認完了を交付申請者に通知</u>します。
- ⑤ 国から妥当性の確認完了を受けた品位等確認主体は、交付申請者が生産・収穫 した対象畑作物の品位等を確認します。

具体的な手続きのイメージ



⑤ 数量払の交付申請期限の変更について

【令和5年産から】

大豆・そばは、交付申請書の提出期限を翌年4月30日までに延長します。

ただし、<u>大豆・そば以外の対象畑作物</u>は、これまでどおり<u>翌年3月5日までを提出期</u>限とします。



(2)面積払(営農継続支払)

① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が 賄える水準

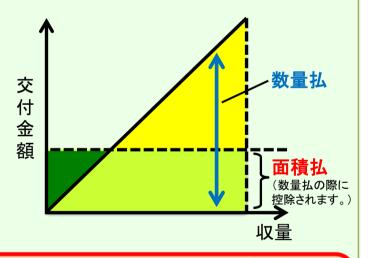
2.0万円 / 10a(そばは、1.3万円 / 10a)

※ 面積払は、自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、交付される場合があります。

③ 交付対象者

対象畑作物の当年産の作付が確認でき、数量 払の交付申請を行う農業者

数量払と面積払との関係



- 〇 <u>ゲタ対策に加入される方</u>は、自然災害等の不測の事態に備えて、原則、<u>数量払と面積払の</u> 両方を申請してください。
- 面積払は、対象畑作物の生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするものであり、単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。このことから、生産量の単収(※)が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類を提出していただき、地方農政局等は低単収となった要因が、
 - 真に自然災害等の不可抗力による減収
 - もともと生産性の悪い圃場での生産による減収
 - · 適切な生産が行われていないいわゆる「捨てづくり」による減収

であるのか等、提出された理由書等の内容を確認の上、総合的に判断し、面積払の交付金の全額返還若しくは一部返還や交付金の交付の可否を決定します。

※ 単収は、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出します。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

(所要額:528億円)

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)は、農家拠出を伴う経営に着目した セーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための 制度です。

【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件はありません。)

※ 交付対象者の要件については、6~7ページを参照してください。

【対象作物】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(1) ナラシ対策の仕組み

○ 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てん額 = (標準的収入額-当年産収入額)×0.9

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。

都道府県等地域単位 農業者単位で算定 (合算相殺) 米の 収入減の 国【3】 生産面積 10a当たり 9割まで 補てん 標準的 標準的 収入額 農業者【1】 麦の 収入額 生産面積 10a当たり 当年産 直近5年の 大豆の 当年産 うち、最高・ 収入額 収入額 生産面積 最低を除く 3年の平均 収入

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と 最低年を除いた3か年の平均収入額で、 通常年に想定される収入額として、品目 ごと、地域ごとに計算します。

各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算します。

当年産の収入額は、米であれば、当年 産の地域の産地品種銘柄のうち、数量 の多い上位3銘柄平均販売価格に、当 年産の地域の実単収を乗じて算出します。

収入保険・農業共済との関係

〈収入保険〉

→自然災害や価格低下を はじめ、農業者ごとの 収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている 農業者(個人・法人)が 対象です

〈農業共済〉

→自然災害等による 収穫量の減少を補償

又は



〈ナラシ対策〉

→価格が下落した際などに、 収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの 類似制度は、いずれかを選択して加入する ことができます(重複加入はできません。)。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、 ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。
- ※ 収入保険についての詳細は、40~42ページ を参照してください。

(2) ナラシ対策への加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請(積立て申出) 【令和5年4月1日~6月30日】

- 農業者は、交付申請書(様式第1号)の裏面(35ページ参照)に、令和5年産の米、麦、大豆 等の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。
- 介和4年産からは、<u>米を生産する予定の場合、出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11</u>号)の提出も必要となっています(16ページ参照)。

② 積立金の納付 【令和5年5月下旬~8月31日】

- 積立額は、国が①の生産予定面積等に基づいて農業者ごとに算定し、通知します。
- 農業者は、国からの通知に基づき、<u>標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額</u> (10%コース) 又は20%の収入減少に対応する積立額(20%コース)のいずれかを選んで積立金を納付※してください。
 - ※20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額を納付します。

農業者の積立額(20%コースを選択した場合)

- = 積立基準収入額(品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積×地域の10a当たり標準的収入額」の合計) <u>× 4.5%</u>(20% × 9割 × 1/4^(注))
 - (注) 農業者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担(積立額)となります。

③ 補てん金の交付申請 【令和6年4月1日~4月30日】

- 補てん金は、米については収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量 (16~17ページ参照))に基づき、支払われます。
- 麦、大豆等については、ゲタ対策(数量払)の交付対象数量に基づき、支払われます。
- 農業者は、4月30日までに、ナラシの交付申請書(様式第10-1号)とともに生産実績数量の 確認書類を地方農政局等に提出してください。

④ 積立額の確定 【令和6年5月下旬~6月頃】

- 積立額は、国が③の生産実績数量を地域の令和5年産単収で換算した面積(面積換算値) に基づいて再計算し、確定します。
- 再計算した積立額が②の積立額よりも少ない場合は、②の積立額との差額が返納され、多い場合は②の積立額が確定した積立額となります。

⑤ 補てん金の算定・支払 【令和6年5月下旬~6月頃】

- 補てん金の額は、国が<u>農業者ごとの面積換算値に基づいて算定し、支払います。</u>
- 地域の令和5年産単収が<u>平年単収の9割を下回った場合</u>は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、<u>補てん額から共済金相当額を控除</u>します。

補てん金の額

- = (標準的収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値×地域の10a当たり標準的収入額」の合計)
 - ー当年産収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値×地域の10a当たり当年産収入額」の合計))
 - ×9割一共済金相当額

①~② 積立額(加入時)の算定例



品目	Aさんの生産 予定面積(ha)	地域の10a当たり 標準的収入額 (円/10a)	Aさんの積立基準 収入額(円)	Aさんの 積立額(円)
	1 2		3=1×2	4=3×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	373,500

加入時(予定)

<u>生産予定面積</u> 米 6ha 大豆 4ha

Aさんは **373,500**円を 積み立てます[※]。

③~④ 積立額(確定)の算定例

品目	Aさんの 生産実績 数量(kg)	地域の 当年産単収 (kg/10a)	面積換算値 (ha)	Aさんの 標準的 収入額(円)	Aさんの 積立額 (確定)(円)
	5	6	7=5÷6	8=7×2	9=8×4.5%
*	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				7,050,000	317,250

交付時(確定)

<u>生産実績数量</u> 米 25,000kg 大豆 8,000kg

Aさんに **56,250**円が 返納されます。

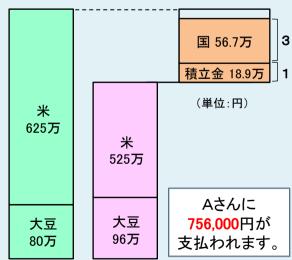
(373,500 - 317,250 = 56,250)

⑤ 補てん額の算定例

品目	面積換算値 (ha)	地域の10a当たり 当年産収入額 (円/10a)	Aさんの当年産 収入額(円)
	7	10	①=⑦×①
*	5	105,000	5,250,000
大豆	4	24,000	960,000
計			6,210,000

Aさんの 収入差額(円)	うち、国からの 補てん額(円)	うち、積立金からの 補てん額(円)
⑫=(⑧-⑪)×9割	$(3)=(2)\times 3/4$	①4=①×1/4
756,000	567,000	189,000

標準的収入額 当年産収入額 補てん額 705万 621万 75.6万



<u>補てんに充てられなかった積立金の残額(128,250円(⑨ー⑭))は、</u>翌年産の積立金の一部に充当されます。

[※] 前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額となります。

[※] 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

(4) ナラシ対策の補てん対象(生産実績数量)

- <u>令和4年産</u>から、ナラシ対策の<u>補てん対象となる米</u>は、需要に応じた米生産を後押しする 観点から、農業者が事前に集出荷業者(JA等)と出荷契約を結んだもの等としています。
- このため、米を生産する予定の農業者は、<u>加入申請時(生産年の6月30日まで)</u>に、<u>「出</u> 荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの(種子は除く)で、

- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、<u>生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び</u>、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
- (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、<u>生産年の6月30日までに販売計画を作成し</u>、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

麦、大豆等

ゲタ対策(数量払)の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの(生産年6月30日時点)。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷·販売する米: 取引先ごとの契約数量
- (2) (1)以外へ直接販売する米: <u>販売チャネル</u>(①卸・小売、②中食・外食、③消費者、 ④その他)ごとの計画数量及び前年実績

(抜粋イメージ)出荷・販売契約数量等報告書

(1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
J A O O	○○kg
▲▲商店	▲▲kg

(2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	(参考)前年実績
①卸・小売	○○kg	○○kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

(1)は、原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量が補てん対象の上限となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、ります。(当面の取扱い)

(2)は、実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限となります。(当面の取扱い)

- 注1)(1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。
- 注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります。

出荷・販売実績(生産実績数量)の確認資料

○ 米については、生産した翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績(生産実績 数量)を確認できる書類を提出していただくことが必要です。

(麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量払と同じです(8、9ページ参照)。)

- 農産物検査を受検した場合については、機械鑑定を前提とした検査規格が令和4年産 米から適用可能となっており、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量 確認に用いることが可能となりました。
- 農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

米の生産実績数量に係る確認書類

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類 (販売伝票等)
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類 (1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等)
- ③ 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類 (水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等) ※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- ④ 産地、品種※、産年が確認できる書類 (種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等) ※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る



農産物検査を 受検した場合

上記②~④の提出について、次のいずれかに該当する農産 物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- ・3等以上に等級格付けされたもの
- 機械鑑定(※)による場合、死米の測定値20%以下かつ死米 と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下
 - ※機械鑑定は、水稲うるち玄米のみ

注)確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の 翌年度から5年間大切に保管してください。

確認書類の提出例1 農産物検査で等級格付された米

- ・① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類(販売伝票等)
- 農産物検査結果通知書(3等以上)

確認書類の提出例2 農産物検査で機械鑑定した米

- ・① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類(販売伝票等)
- ・農産物検査結果通知書(死米の測定値20%以下かつ死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、 水分含有率16.0%以下)

確認書類の提出例3 農産物検査を受検しない米

①~④の書類(ただし、①~④の全部または一部が同一の書類に記載(追記不可)されて いる場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能)

水田活用の直接支払交付金

(令和5年度予算概算決定額:2.918億円)

水田で食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物等を生産する農業者を支援 します。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売 農家・集落営農です。

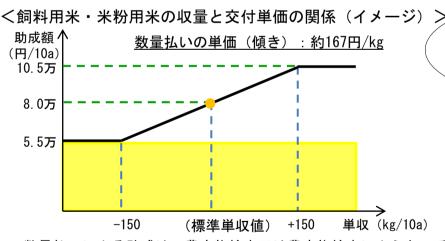
(2)支援内容

戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、 米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8. 0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円~10.5万円/10a ^{※2}

- 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は1万円/10aで支援
- ※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和5年度については従来と同額を支援。令和6年度からは標準単価を段階的に引き下げ、 令和8年度においては、標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)とする。(21ページ参照)



収量が上がるほど助成額が 増えるのかぁ…

努力が報われる仕組みだね!



- 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法*により助成対象数量が確認できることを条件とします。 ※ ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認
- 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている 単収(地域の合理的な単収)を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄(作柄表示 地帯別)に応じて調整します。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量

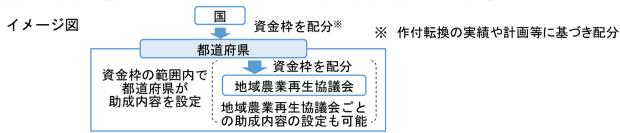
標準単収値 = 地域の合理的な単収 × (小数点以下切り上げ)

ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量

② 産地交付金

基本的運用

- 「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
- ▶ 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容 (対象作物・単価等)を設定できます(一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定)。



▶ また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して資金枠を追加配分します。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け (基幹作のみ)	2 万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 (3年以上の新規契約を対象に令和5年度に配分)	1 万円/10a

助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。
 - ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
 - ② 経営所得安定対策等の趣旨を損なうような助成としないこと (例:品位の低いもののみへの加算)
 - ③ 主食用米、備蓄用米、不作付地への助成は行わないこと 等

適切な使途設定の徹底

▶ 単価設定の根拠を明示

各地域の主食用米の所得水準等に照らした適切な単価設定を行うこと

- ▶ 取組の定着度に応じた適切な支援年限の設定など、作付転換等の推進に効果的なものとなるよう 支援内容を継続的に見直し
 - ・必要以上の期間にわたって、同一品目を同単価で支援しない
 - ・転換初年度の単価を高くし、2年目以降は引き下げる 等

水田収益力強化ビジョン

▶ 高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田の有効利用を含め、産地としての課題と対応方向等を明確化したものです。

〇 主な規定項目

- ・ 作付の現状、地域が抱える課題
- 高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標
- 畑地化を含む水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標
- ・ 作物ごとの取組方針 (課題、生産性向上等に向けた取組、需要の確保・開拓に向けた取組、活用施策等)
- 作物ごとの3年以内の作付予定面積等

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- 課題、支援対象作物、支援単価、具体的な要件
- ・ 使途ごとの3年以内の目標(課題の達成状況が評価可能な定量的な目標) 等
- ※ 都道府県段階及び地域農業再生協議会での検討を経て作成の上、都道府県から国に提出
- ※ 各都道府県・地域における産地交付金による助成内容(対象作物・単価・要件等)の概要を含め、各都道府県・地域 の水田収益力強化ビジョンを公表

③ 都道府県連携型助成

▶ 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援します。

畑地化促進助成

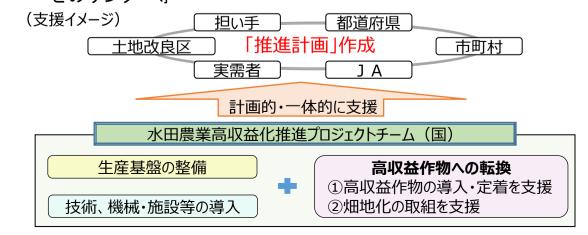
(令和5年度予算概算決定額:22億円)

(令和4年度第2次補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

- ▶ 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)を支援します。
 - ① 畑地化支援
 - ア 高収益作物 (17.5万円/10a^{※1})
 - イ 畑作物(高収益作物以外)^{※2}(14.0万円/10a^{※3})
 - ② 定着促進支援(①とセット)
 - ア 高収益作物(2.0万円(3.0万円^{※4})/10a×5年間)
 - イ 畑作物(高収益作物以外)※2 (2.0万円/10a※3×5年間)
 - ③ 産地づくり体制構築等支援
 - ④ 子実用とうもろこし支援※5 (1.0万円/10a)
 - ※1 令和5年度までの時限単価
 - ※2 対象作物は、麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等
 - ※3 令和4年度補正予算における単価
 - ※4 加工・業務用野菜等の場合
 - ※5 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象

水田農業高収益化推進計画

- ▶ 「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。
 - 都道府県・産地段階の推進体制・役割
 - 〇 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - 活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」 とのリンク 等



(3) 令和5年産における水田活用予算の拡充・見直し全体像

【 令和 4 年産 】

【 令和5年産 】

水田活用の直接支払交付金*【R4当初】

〇戦略作物助成、産地交付金など

- ·米粉用米·飼料用米(一般品種·専用品 種)への数量払
- :標準単価8.0万円(収量に応じて5.5~ 10.5万円/10a) など

〇水田農業高収益化推進助成

- ①畑地化支援:高収益作物17.5万円/10a、 畑作物10.5万円/10a
- ②定着促進支援(高収益作物のみ)
- ③子実用とうもろこし支援

水田活用の直接支払交付金【R5当初】

〇戦略作物助成、産地交付金など*

- ・米粉用米・飼料用米(一般品種・専用品種)への数量払
 - :標準単価8.0万円(収量に応じて5.5~10.5万円/10a) など
 - ※1 R6年産から飼料用米の一般品種の標準単価を段階的に引下げ
 - (R8年産:標準単価6.5万円(5.5~7.5万円/10a)) ※2 数量払の申請項目を変更し、「ふるい上」の米の収量により単価を計算。
- ○畑地化促進助成 ※①~③はR4補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援*
 - ②定着促進支援*
 - ③産地づくり体制構築等支援
 - ④子実用とうもろこし支援* ※従来の支援内容と同じ

畑地化促進事業 【R4補正】

〇畑地化支援* : 高収益作物 17.5万円/10a、 14.0万円/10a 畑作物

:高収益作物・畑作物 2.0 (3.0%) 万円 〇定着促進支援*

> /10a×5年間 ※業務·加工用野菜等

〇産地づくり体制構築等支援

①産地づくりに向けた体制構築支援: 1協議会あたり上限300万円

②土地改良区決済金等支援 : 上限25万円/10a

水田リノベーション事業【R3補正】

• 対象作物: 麦、大豆、高収益作物、

子実用とうもろこし

新市場開拓用米、加工用米

• 支援単価: 4万円/10a

(加工用米のみ3万円/10a)

畑作物産地形成促進事業*【R4補正】

対象作物:麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし

支援単価: 4万円/10a(R6年に畑地化する場合は4.5万円/10a)

コメ新市場開拓等促進事業*【R5当初】

• 対象作物:新市場開拓用米、加工用米、

米粉用米 (パン・めん用の専用品種)

· 支援単価: 4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

(注:*印を付した事業及び支援メニューは、農業経営基盤強化準備金の対象となります。)

(4) 令和5年産以降の飼料用米(一般品種)への支援について

- 令和6年産から、主食用米への回帰を防ぎつつ、多収品種を基本とする本来の支援体系へ転換します。
- 令和5年産は多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、<u>多収品種・一般品種とも</u> に、従来と同様の支援を行います。
- <u>令和6年産以降は、一般品種について、引き続き支援対象とするものの、令和6年産~8年産にか</u> けて支援水準を段階的に引き下げます。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	- 数量に応じて、 5.5~10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様)	・ 数量に応じて、 5.5~9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) or ・ 単価7.5万円/10a	 数量に応じて、 5.5~8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) or 単価7.0万円/10a 	 数量に応じて、 5.5~7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) or 単価6.5万円/10a

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行います。

- ※多収品種については数量に応じて5.5~10.5万円/10a(従来どおりの単価)
- ※多収品種の種子の確保に向けては、産地づくり体制構築等支援が活用可能です。(24ページ参照)

(5) 交付対象水田について

- ▶ 水田活用の直接支払交付金については、畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促す一方、水田機能を維持しながら、麦・大豆等の畑作物を生産する農地については、水稲とのブロックローテーションを促す観点から5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年以降交付の対象としない方針としています。
- ▶ 本方針について、令和4年4月から7月にかけて調査した現場の課題を踏まえ、ルールを具体化しました。

5年水張りルールの具体化

- ▶ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としません。
- ▶ ただし、<u>以下に該当するものは、</u>5年間に一度も水張りが行われない場合であっても<u>交付対象水</u> 田から除外しません。
 - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合
 - ※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。
- ▶ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。
- ▶ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
 - ① 湛水管理を1か月以上行う
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない
 - ※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。
 - ※ 現行ルール:たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外

(6) 飼料用米の申請項目の変更について

- ▶ 飼料用米の数量払いについて、これまでは、数量払いの基準となる標準単収は、主食用米の1.7mm のふるい上の米の収量を用いて設定していた一方、実際の数量払いの単価計算にあたっては、ふる い下米も含めた合計収量により単価が計算されていました。
- ▶ <u>令和5年度からは、収量の申請項目を1.70mmのふるい上と下に分けた上で、標準単収と同様に、</u> ふるい上の収量を用いて、数量払いの単価を計算します。
- ➢ 数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。
- ※ 飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。 ふるいにかけない場合は、地域ごとの1.70mmふるい下の発生率を用いて、ふるい上、ふるい下米の収量を計算することができます。

5年産からの運用

【数量報告書】

収穫量の内訳を追加

	管理方式	面積	合計収量	ふるい上 [※]	ふるい下**
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	O kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg

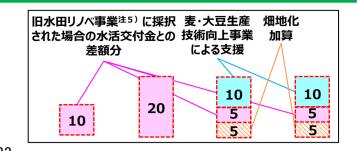
合計収量のうち ふるい上の米により単価を計算 ※地域のふるい下の 発生率で計算可

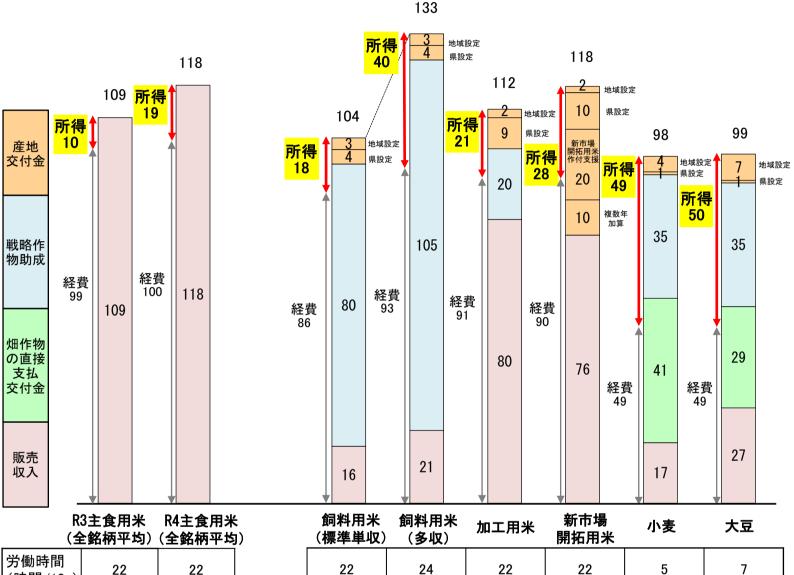
(参考) 令和5年度の水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (10a当たりのイメージ)

【 都道府県連携型助成 】

県の独自支援への 上乗せがあった場合 ※R5での拡大分 ※最大10千円/10a ■ 国:5 | | 国:5 | | 県による支援:5 |

(単位:千円/10a)





主1) 販売収入

(時間/10a)

- ・ 主食用米の販売収入は、令和3年産については令和3年産通年平均(出回り~翌年10月)の相対取引価格から算定。また、令和4年産については令和4年 産(出回り~12月)の相対取引価格から算定。
- ・ 小麦、大豆の販売収入は、平成30年産から令和2年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- ・ 飼料用米、加工用米、新市場開拓用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。

注2) 畑作物の直接支払交付金

・ 畑作物の直接支払交付金の平均交付単価については、免税事業者向け平均交付単価(小麦6,340円/60kg、大豆9,840円/60kg)。

注3) 産地交付金

- 産地交付金の県設定および地域設定単価については、令和4年計画ベース(6月末)の平均交付単価。
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約加算は、3年以上の新規契約のみ対象。

注4) 経費及び労働時間

- ・ 経費は農産物生産費統計の全国平均(小麦、大豆は平成30~令和2年の平均、その他は令和3年)及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費等により算定。
- 福貴は辰屋物工屋貴帆前の主国中場(小麦、八豆は中成のドラ和と中の中場、その他は韦和3年/及び間と取りによる子数科及び加通保管程貴寺により昇足 飼料用米の単収が標準単収値+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kg当たりの施肥及び収穫・調製等に 係る費用及び労働時間を加えて算定。

注5) その他支援

- ・ 旧水田リノベ事業の差額分は、畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業単価(麦・大豆・新市場開拓用米: 4万円/10a、加工用米: 3万円/10a) と、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(麦・大豆: 3.5万円/10a、加工用米: 2万円/10a) ・産地交付金(新市場開拓用米: 2万円/10a) との差額。
- ・ 麦・大豆生産技術向上事業において、新たな営農技術等を導入する取組について、事業に採択された場合に支援(最大1.0万円/10a)。
- 畑地化加算は、畑作物産地形成促進事業においてR6年度に畑地化に取り組む場合に支援 (0.5万円/10a)。
- ※ ラウンドの関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

5 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援(伴走支援)を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)を支援します。

支援内容

(令和4年度第2次補正予算額:250億円)

畑地化支援・定着促進支援

▶ 畑地化支援

水田を畑地化して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物(高収益作物以外)の本作化に取り組む農業者を支援します。

- ▶ 定着促進支援
 - ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物(高収益作物以外)【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、 子実用とうもろこし、そば等)の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	1 畑地化支援 (※1, 2)	2 定着促進支援 (※3)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	 2.0(3.0^{※4})万円/10a×5年間または 10.0(15.0^{※4})万円/10a(一括)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とう もろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a(一括)

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない)
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合
- 注: 畑地化支援及び定着促進支援は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

産地づくり体制構築等支援

産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整(現地確認や打合せなど※5)や種子の確保等に要する経費を支援します。

(定額(1協議会当たり上限300万円))

- ※5 畑地化(交付対象水田からの除外)に際しては、借地の場合には、賃借人(耕作者)が土地所有者の理解を得ることが必要。 地域農業再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。
- 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

(定額(ただし上限25万円/10a))

6

畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

(旧水田リノベーション事業)

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、 対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

l 烟作物産地形成促進事業

(令和4年度第2次補正予算額:300億円)

① 支援内容

▶ 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術 導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、高収益作物(加工・業務用 野菜等)、子実用とうもろこし	4 万円/10a

- ▶ 加算措置:令和6年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算(畑地化加算)
- ▶ 採択基準:地域協議会単位で、取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、予算の範囲内で採択

② 対象となる主な取組メニュー

※ 対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち、排水対策、土層改良、均平作業(傾斜均平)、 畦畔除去の中から1つ以上を含めた3つ以上の取組を行うことが必要

麦	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた栽培管理 ③ふく土・踏圧 ④難防除雑草対策 ⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑥効率的・効果的な施肥 等
大豆	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業(傾斜均平) ⑦摘心栽培 ⑧畝間冠水 等
高収益作物	①生物農薬の活用 ②農薬によらない病害虫対策 ③農薬によらない土壌消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減 等
子実用とうもろこし	①排水対策 ②均平作業(傾斜均平) ③堆肥の利用 ④効果的な施肥 ⑤農薬によらない病害虫対策 ⑥生物農薬の活用 ⑦難防除雑草対策 ⑧化学肥料の使用量削減 等

2 コメ新市場開拓等促進事業

(令和5年度予算概算決定額:110億円)

① 支援内容

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4 万円/10a
加工用米	3 万円/10a
米粉用米(パン・めん用の専用品種)	9 万円/10a

採択基準:地域農業協議会単位で、取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、予算の範囲内で採択

② 対象となる主な取組メニュー

※ 品目ごとに3つ以上選択

新市場開拓用米 加工用米 米粉用米

- ①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒
- ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり 等

【両事業についての留意事項】

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(麦、大豆、飼料作物(子実用とうもろこし)加工用米、米粉用米)及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分(新市場開拓用米)の対象面積から除きます。
- 注: 畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

7 小麦・大豆の国産化の推進

(令和4年度第2次補正予算額:144億円、令和5年度予算概算決定額:1億円)

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、水田・畑地を問わず、ブロックロー テーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安 定供給に向けたストックセンターの整備等を支援します。

(1) 麦・大豆生産技術向上事業

① 支援対象

▶ 対象作物※:麦(小麦、大麦及びはだか麦)、大豆

※水田に加えて畑地での作付けも対象【拡充】

対象者 : 農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会等

※受益農業従事者(原則年間150日以上)5名以上

▶ 採択要件:『麦・大豆国産化プラン』を作成していること等

② 支援内容

話合い等を通じた生産性向上の推進経費

団地化やブロックローテーション等の推進に必要な話合い、ほ場の簡易な改修・点検、 水田地図のデジタル化などにかかる費用を実費で支援します。

支援の上限額は事業実施主体の作付面積に応じて異なります。

50ha未満:100万円以内、50~150ha:200万円以内、150ha以上:300万円以内

※北海道の場合の基準面積は下記のとおりとします。

100ha未満:100万円以内、100~300ha:200万円以内、300ha以上:300万円以内

新たな営農技術等の導入

生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて 1万円/10a以内で定額※支援します。

※ 取組内容により単価は異なります。

(2) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(麦・大豆)

I 麦・大豆機械導入対策

▶ 生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援します。 (1/2以内、50万円以上5,000万円未満の機械・施設が対象)

Ⅱ 麦・大豆生産・加工施設整備対策

▶ 国産麦・大豆の供給量・品質の安定化、利用拡大に向け、乾燥調製施設や農産物処理 加工施設の整備等を支援します。(1/2以内)

Ⅲ 麦・大豆ストックセンター整備対策

➤ 不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備や、ストックセンターの整備と一体的に行う処理加工施設と乾燥調製施設の整備を支援します。(1/2以内)

※ 本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

加工用米及び新規需要米の取組計画の申請

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、6月30日までに国に必要書類を添付した『取組計画』を提出し、取組計画の認定を受けてください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、28ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。

取組計画の申請時の留意事項

● 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画申請書」に以下の書類等を 添付して最寄りの農政局等に必ず6月30日までに提出してください。

<u>期限を過ぎて提出された場合は、取組計画の認定を受けることがでず、交付金の対象となりません</u>ので、**提出期限は厳守**してください。

【「取組計画申請書」に必ず添付する書類】

- ① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で、販売数量などを記載した「販売に関する契約書の写し」等
- ② 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した「買い受けた米を他の用途に転用しないこと」を誓約した誓約書

【用途や取組内容に応じて提出する書類】

- ① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「区分管理 方式」を選択する場合、農業者が作成した「区分管理計画書」
- ② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した「ふるい下米等の低品位米を 寄せ集めて出荷しないこと」等を誓約した誓約書
- ③ 米粉用米に取り組む場合、需要者が作成した「米粉用米の使用実績等整理表」
- ④ 加工用米に取り組む場合、需要者が作成した「加工用米の仕入状況等」
- ⑤ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- ⑥ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。(なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。)

様式等はこちらから

- ⇒ http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/
- ※ ふるい下米や規格外等の低品位米の発生が想定される場合は、低品位米が生じた際の用途、販売先を「取組計画書」に記載してください。

加工用米及び新規需要米の適正流通

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取組に当たっては、以下の点に留意してください。

(1)出荷時の留意事項

U U

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ① あらかじめ、飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』で取り組むことを選択した場合は、『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』を出荷(※)してください。
 - ※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通 となり、交付金の支払ができません。(29ページ参照)
 - ② 主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う『一括管理方式』で取り組む場合は、当初の契約数量を出荷することが原則ですが、作柄変動による変更を行うことができます。(以下の2参照)
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。(30ページ参照)
- 加工用米や新規需要米を集出荷した実績を国に報告してください。※ 飼料用米の数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。(22ページ参照)

(2) 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、作柄変動が生じた場合は、 以下の算出方法により契約数量を変更することができます。
 - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を 用いて算出
 - 当初の契約数量×(作柄表示地帯の単収/作柄表示地帯の平年単収)(上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる)
 - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
 - 当初の契約数量×(当該農業者の実単収/当該農業者の当初の単収)
 - ③ 自然災害等により減収した場合
 - 当初の契約数量ー(加工用米等生産予定面積/全ての水稲作付面積×減収量)
 - (注)減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量
 - ※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

(3) 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続き

- 加工用米及び新規需要米は、あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則ですが、
 - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、 休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が 加工用米等を所有することができない場合、
 - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適 正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が執られますので注意してください。

(4) こんな行為は違反です!

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

国は、飼料用米等の生産、出荷状況等を確認します。



(5) 不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と 判断された場合は、
 - ① 名称(氏名)・住所及び違反事実を公表する
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定 対策等に係る交付金を返還
 - ③ 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組 を認めない(捨てづくりが確認された場合も同様)

などの措置が執られます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不 適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対 象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。
 - ★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください!

不

正転

用に

ょ

る

不

当

利

益

防

止

流

通

ル

1

0

特

定

遵守

事項

チェック

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった 場合には、事業者に対して 勧告・命令を行い、当該命令 に従わなかった場合には、 罰則注が適用されます。 食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定 米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
 - (米粉用米は 粉、飼料用米は 飼、加工用米は 加、その他用途 は、その用途に即して輸出用などと表示
 - b. 需要者(需要者団体)に直接販売する必要があります。

注:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記

録

チェック

- ☑ 出荷・販売の伝票を受領
 (又は納品書を発行)
- ✓ 受領した伝票、発行した 伝票の控えを保存
- ☑ 用途限定米穀の場合 その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務 違反があった場合には、 罰則^注が適用されます。

注:50万円以下の罰金

米・種もみ^{*} を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業 所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、 3年間保存する必要があります。

※ 米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、 単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地^{※1} 数量、年月日、取引先名、米穀の用途 ^{※2}等

- ※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地
- ※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、 「加工用米」、「輸出用米」などの用途を記載

(参考) 米トレーサビリティ法のその他の内容

事業者間 ※における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米をJAや業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票 等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要 があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、 産地を商品の容器・包装等に記載することにより伝達する必 要があります。 適切に産地情報を伝

達

云 達

<罰則>

- ・事業者間における虚偽の伝達 等の義務違反があった場合には、 罰則が適用されます。
- ・一般消費者に対し伝達の義務 違反があった場合には、勧告・ 命令を行い、当該命令に従わな かった場合には、罰則が適用 されます。
- 米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/

米トレーサビリティ法



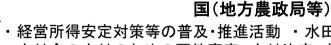
立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。調査に応じない場合は、交付金の返還等の措置を執る場合があります。

経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策等(ゲタ・ナラシ対策及び水田活用直接支払交付金)は、国が、同対策で の対象の取組を行う農業者に対して、直接、交付金を交付する仕組みです。

また、都道府県・市町村等の地域段階において設置された「地域農業再生協議会」は、同対 策の普及・推進活動をはじめ、農業者の申請手続・取組の要件確認等を実施し、交付金の交 付等の事務が円滑に進むよう、国と連携・協力した推進体制により同対策を実施しています。



- 経営所得安定対策等の普及・推進活動・水田収益力強化ビジョンの審査・承認
- ・交付金の交付のための要件審査、交付決定・交付金の入金
- ・都道府県等への指導、立入調査 等

経営所得安定対策等の推進 推進事務費の申請・助成

都道府県

- ・水田収益力強化ビジョンの作成
- ・対策の普及・推進活動 等

市町村

都道府県農業再生協議会 【都道府県、同農業団体、実需者、農業会議等】

- 「・都道府県への意見具申
- ・対策の普及・推進活動 等

交付申請書,営農計画書、 確認結果のデータ 等

地域農業再生協議会

【市町村、JA等、共済組合、農業委員会、担い手農家等】

- ・水田収益力強化ビジョン(地域版)の作成
- ·対策の普及·推進活動
- 対象作物の作付面積の確認
- ・システム入力(申請者情報、作付面積・生産量 等の基本情報)等

国(県域拠点等)

- •交付申請書・営農計画書等の受付う 記載内容の審査
- •申請内容(作付面積•生産実績数 量等)のシステム入力(交付金算定)
- ・協議会等への指導、立入調査 等

交付申請書‧営農計画書 関係書類等の提出

農業者の指定口座(※) へ直接入金

※ ブロックローテーション等を行っている場合、 その代表者の代理受領も可

対策加入者(認定農業者・集落営農・認定新規就農者、販売農家)

(参考) 地域農業再生協議会とは

都道府県農業再生協議会のもと、概ね市町村単位で設置される「地域農業再生協議会」は、 全国で約1,560箇所あり、市町村、JA等、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、農業改 良普及センター、農業者の代表などの農業関係者で構成されています。

農業者の方々が、最寄りの同協議会が開催する説明会等への出席や、同協議会へ個別に 相談いただくことにより、対策の詳細な内容(追加・変更点等)や、提出すべき必要書類、地域 や協議会別に設定される提出期限等の詳細を把握することができます。

交付金(ゲタ・ナラシ、水田活用)の交付

10 対策に加入する農業者の皆様へ

(1) 適切な生産の徹底について (捨てづくりの防止)

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米 当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米(生もみを利用するものを除く)、米粉用米 <u>交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値(18ページ参照)</u> <u>から150kg/10aを差し引いた値に満たない</u>
 - その他の作物(ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く) <u>近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較</u>し て<u>明らかに収量が低いと判断される</u>
 - ゲタ対策の面積払の交付金 <u>交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収(市町村ごと)</u> の1/2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、<u>適切な生産が行われていない可能性が高い</u>と判断された場合には、<u>交付金は交付されません</u>。また、既に<u>交付済みの交</u>付金は、返還していただきます。

(2) 農業者年金との重複申請防止について

- すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ -

農業経営を移譲し、<u>農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している(受給することとなった)方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできません</u>ので、 移譲された方の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、JA、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(3)農業経営の承継等について

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の 円滑な交付を受けるためには、速やかに、<u>相続若しくは、農業経営の承継等に関する手</u> 続を行ってください。

① 相 続: 当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等

② 合 併:複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等

③ 経営移譲:農業経営を他の者に移譲する場合等

④ 法 人 化:集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続に関することは、お近くの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

対策の加入申請・交付手続き

(1)「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を 6 月30 日までに、最寄りの地域農業再生協議会(市町村、JA等)又は国(地 方農政局、県域拠点等)へ提出する必要があります。

申請者

提出先窓口

農業者



地域農業再生協議会(市町村、JA等)又は 国(地方農政局、県域拠点等)

※ 申請手続の電子化により、申請者が自宅のパソコンやスマートフォン等で申請を行うこと もできます。 (詳細は50、51ページを参照してください。)

交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- ・ 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「<u>経営所得安定</u> 対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」を確認してください。誓約事項に<u>違反した場</u> 合は、交付金の返還など、厳正な措置が執られます。
- ・ また、「<u>個人情報の取扱い</u>」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の 取扱い」欄の「同意する」に〇を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認し ていただく手間が減ります。

様式第1号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書や報告書の写し等の関係書類の提出や、「経営所得安定対策等立入調査」について、地方農政局等から求められた場合には、交付金を受給している限り、それに応じます。また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

なお、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既 に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サン プルの確保に務める必要があります。

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を 行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった 場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存 ありません。
- 上記の事項は、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金に波及する場合もあるため、十分に注意願います。
- (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
- (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
- (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約 等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・** 収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしてい ないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明し た場合
- (4) **必要書類が保管されていない**ため、交付金の交付要件を満たすことが 確認できない場合や、その**提出を拒む**場合
- (5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合 また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」にOを付けてください。

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、 本対策の加入者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関 する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交 付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等(注1)に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関(注2)に必要最小限度の範囲内で提供又は確認する場合があります。

の行合守を加入者の関係するのの関係機関(ほ2)に必要取り収度の配西門・佐庇人は 確認する場合があります。 このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視 業務の調査等を行うために、申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事 務所、内閣府沖縄総合事務所及び都道府県において、必要最小限度の範囲内で利用する 場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続 上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請 書等の内容について照会して訂正手続を行うなど申請手続が軽減されるほか、加入者が 関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が 簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、 農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することが あります。

事 業 等 (注1) 農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業 直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集 約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律は基づ久安付金の 交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、 国座高座物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業 者年金事業等

都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検

どちらとも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください!

(2) 交付申請書の記載例

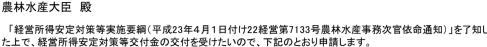
様式第1号(表面)

申請者の押印が不要になりました。 また、交付決定通知の大臣印も廃止しています。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 5 年産



継続

れる方は「継続」に、 それ以外の方は「新 規」に〇印を付けてく ださい。

昨年に引き続き申請さ

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日を記入し てください。

該当する経営形態、認 定状況に〇印を付けて ください。

氏名、住所を記入してく ださい。

氏名、住所などが印字 されている方は、内容 を確認してください。

訂正が必要な場合は訂 正してください。

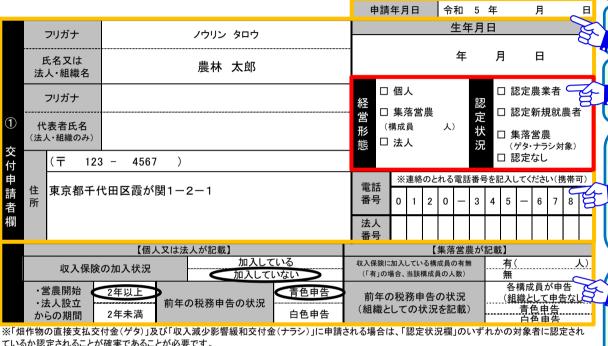
該当する項目に〇印 を付けてください。

- ①集落営農の構成員 に収入保険加入者が いる場合は当該人数 を記載ください。
- ②個人・法人の方は 営農開始・法人設立 からの期間に〇印を 付けてください。

申請する交付金には 「する」に、申請しな い交付金には「しな い」に〇印を付けてく ださい。

交付金を申請する交 付対象作物には「あ る」に、申請しない 作物には「ない」に 〇印を付けてくださ い。

みどりの食料システ ム戦略について、御 存じかどうかの調査 です。該当するとこ ろに〇印を付けてく ださい。



ているか認定されることが確実であることが必要です

※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。また、ゲタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接 支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積」欄を記載する必要があります。

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対 **学学の何本的なたけてな検討するわめの重要な情報です**

東寺の村木的な行り力を検討するための重要な信頼です。											
② 交付申請内	容(令和5年産の	り申請の「す	る」「しない」欄に	こOを付け [・]	てくださ	い)※前年産の申請	状況は参	き考です。	l		
交付金名	畑化	F物の直接支払	交付金(ゲタ)の申 面積払は収穫後交付		収入減少影響緩和 交付金(ナラシ)の申請						
令和5年産の申	請しする	しない	する			する		しない			
(参考)前年産の申請	状況							Z	$^{\sim}$		
事業名 (水田活用直接支払交付 令和5年産の申 (参考)前年産の申請	金) 交付金 請 く する 対 状況	の直接支払 さの申請 しない	コメ新市場 促進事業(の申請 しない		畑作物産地形成 促進事業の申請 る とない	促す	畑地化 進事業の申請 しない			
③ 交付対象作 交付対象作物等	物等の確認(該 交付対象作物等の 生産・販売の有無		対象作物等	交付対象作物 生産・販売の		交付対象作物	等	交付対象作物等の 生産・販売の有無			
主食用米	あるない	てん菜		ある	ない	新市場開拓用米		あるない	-		
小麦	あるない	でん粉原料用	ばれいしょ		ない	飼料作物		あるない			
二条大麦	あるしない	飼料用米		ある	ない	そば		あるない			

交付対象作物等	交付対象 生産・販		交付対象作物等	交付対象作物等の 生産・販売の有無			
主食用米	ある	ない	てん菜	ある	Fill		
小麦	ある	ない	でん粉原料用ばれいしょ	ある	ない		
二条大麦	ある	ない	飼料用米	ある	ない		
六条大麦	ある	ない	米粉用米	ある	ない		
はだか麦	ある	ない	WCS用稲	ある	ない		
大豆	ある	ない	加工用米	ある	ない		

あるしない 産地交付金等の交付対象作物 水田農業高収益化推進助成対象作物 ある fil.

知らない

П

④ みどりの食料システム戦略について(該当する欄に○を付けてください)

0	•	12117	/ / / -	ーナステロ					אוו ע		. • /	
	実践して	ている			- 5	実践す	る予定	>		知ってい	るが未実	践
(5)	各種確	認事項	(該当	する欄	ΙĘ	:Oを	付けて	くださ	よい			
	登録	済の振込に	口座				「個	人情報	i i i	取扱い」に記載された内容	について	
変更	なし	新規	変	更あり	1					同意する		7
+- /-	+ 中 = + + 4	5 TRI — L	٠									7

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コート

該当する欄に〇印を 付けてください。

様式第1号(裏面)

⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

令和5年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農 産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。

※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入 してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 m²
秋期には種する小麦		2,040 m²
大豆		4,022 m²
		m²
		m²
		m²
		m²
		m²

ナラシの申請を「す る」に〇印を付けた方 は、本年に生産を予定 している品目について その生産予定面積等を 記入してください。

ナラシの申請を「する」 に〇印を付けた方は、積 立コースのいずれかに☑ チェックしてください。

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

⑧ 消費税の課税事業者・免税事業者等の状況(ゲタ申請者が記載)

令和5年6月末時点の状況について、該当するものにレ印を記入してください。

免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

課税事業者 (簡易課税事業者含む)

⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑩ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

____ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。 \square

ゲタの申請を「する」に 〇印を付けた方は、課税 事業者・免税事業者等の 状況を必ずいずれかに✓ チェックしてください。 (10ページ参照)

確認事項に☑チェックし てください。

(3) 交付申請書に添付して提出する書類

(1) - 交付対象者であることが確認できる書類

- 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農 用地利用規程の写し
- 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類(通帳 の写し等)、総会資料の写し(決算書類など)

注1: 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます(新規・変更がある場 合は提出が必要です。)。

注2: 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化するなどの場合には、交付金の交付を受けるた めの手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

その他(以下に該当する方は、書類が必要です) **(2)**

初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を 変更される方及びブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人 名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出 書兼口座名義人に対する委任状」(様式第3号)を提出してください(ただし、既に提 出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。)。

(4) 営農計画書の記載例

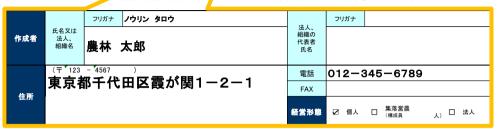
印字されている氏名、住所などをご確認ください(押印は不要です)。訂正が必要な場合 は、訂正内容が分かるよう記入してください。

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務所長、内閣広州縄総合事務局長)※地域農業再生協議会長経由

水稲生産実施計画書 兼 営農計

年産における農地の利力計画を申請します。

年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)



畑作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産 (認定農業者、要件を満たす集落営農、認定新規 生産予定面積※1 対象畑作物 37[°] てん菜 二条大麦 でん粉原料用 六条大麦 ばれいしょ はだか麦

rタに係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記(1)~(7)を参照の上

(7) なたねは、数量払の対象とならない食用植物油脂用以外のものを除いた配

- (1) ゲタに申請する方は、必ず、生産予定面積を記入する。 (2) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。 (3) 麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦(ビ-
- (3) 友は、数量私の対象とならない種子用支及び要子原料用表(ビール用表 (4) 小麦は、「春まき」と「秋まき」に区別した面積。 (5) 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。 (6) そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。

- 【農業共済加入状況(加入予定)記入欄】
- 加入している又は加入予定の場合は「〇」を付けてください。

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

【畑地化促進事業のうち定着促進支援】

高収益作

畑地化促進事業のうち定着促進支援に取り組む場合は、開 始年ごとに対象面積を記入してください。

ш ју с по.	,,,,,	(/2.00)				高収益 (化推進助成関
物定着促進支援	開始年	R2		$\overline{}$	R3		R
- 彻正有证理又拨	対象面積	a	mi	\mathcal{X}	/ 50 a	25 m	

農業共済加入状況(※加入している又は

大豆

てん菜

【交付対象農地区分】 水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は 「1」、交付対象外水田は「2」です。畑地は「3」です。 地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

【作物名、は種の有無】

欄に「〇」を付けてください。

作物として牧草が該当する場合、作物名に

は飼料作物(牧草)と記入し、当年度にお

いて、は種を行う場合には、は種の有無の

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係 R4 開始年 対象面積※ 12 a 29 m 個作物定着促進支援 開始年 R4 R5 地域 農業 再生 協議 対象面積 37 a 45 m a m R4年において、既に、水田県素和政益作権・動成により高収益作物定者促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

					1					農地の利用計画記入欄(農)	也転用	を行った	場合は、	その転用面積は本地	面積及び作付面積から
	農地の番号			地名·地番、 大字、字、 集落地番	交対 農 区	水稲 作付 最終年	作期 (注3)	面積 (本地面積)	作物作付面積 (注4)	作物名 (注5)	は種の有無	自家消費	多収 品種 (注7)	品種名	地権者(権原を有
		耕地番号	分筆番号	P17/11 - O III	(注1)	(注2)					(注6)	該当	.,		住所地·
	Ĺ	0001	001	上野1	1	Ŕ4	1	a m² 80 25	80 25	主食用米					
		0002	001	上野2	1		1	a m ^d 11 29	11 29 m²	飼料作物(子実用とうもろこし)					
		0003	001	上野3	1		1	a m² 41 29	41 29 m²	WCS用稿					
		0004	001	上野4	1		1	100 25 m²	100 25 m²	飼料用米			1	タカナリ	
		0005	001	上野5	2		1	40 22	40 22 m²	大豆				(
	ほ	0006	001	上野6	1		1	a m² 17 55	a m [*] 17 55	小麦					
	場	0006	001	上野6	1	1	2	a m ^d 17 55	17 55	そば					
	欄	8000	001	中野2	2		1	a m² 6 23	a m [*] 6 23	白葉		0			
	注	0009	001	中野3	1/	<u> </u>	1	a m² 12 29	12 29 m²	ブルーベリー			1		
	~	0010	001	中野4	1		1	30 33 m²	30 33 m ^d	なたね					
		0011	001	中野5	1		1	37 45	37 45 m ^d	大豆					
		0012	001	中野6	1		1	a m² 50 25	50 25	キャベツ					
		0013	001	下町1	1		1	33 33	33 33	調整水田					
	L	0014	001	下町2	1		1	a m² 29 11	a m [*] 29 11	飼料用米・生もみ					
	L	0015	001	Ту лб3	3		1	20 40 m²	20 40 m²	小麦					
		0016	001	下町4	1		1	a m² 30 11	30 11	加工用米					
	1 1							a m² 50 20	a m [*] 50 20	新市場開拓米					
)場	合	は「2	2」とな	います。例えば、	1		1	40 10	40 10	飼料作物(牧草)	0				
	_										_				

【作期】

小麦を基幹作物とし、そばを裏作とすると きは、小麦の作期を「1」、そばの作期を 「2」と記入してください。

付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、1地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を 地理地比支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益・物定着促進支援及び畑作物定着促進支援及支援期間においては「1」を配入する。

令和3年度以前の水稲作付最終年の記しは不要。)

受書きすることとし、「作期」欄において、主食用カ<mark>稲又は基幹作と</mark>して作付した作物!

(注5)

(注4) 同一ほ場内で、戦略作物助成の支援単価が異なる場合(は種面積と作付面積が一致しない場合)は、そ面上分筆して記入する。

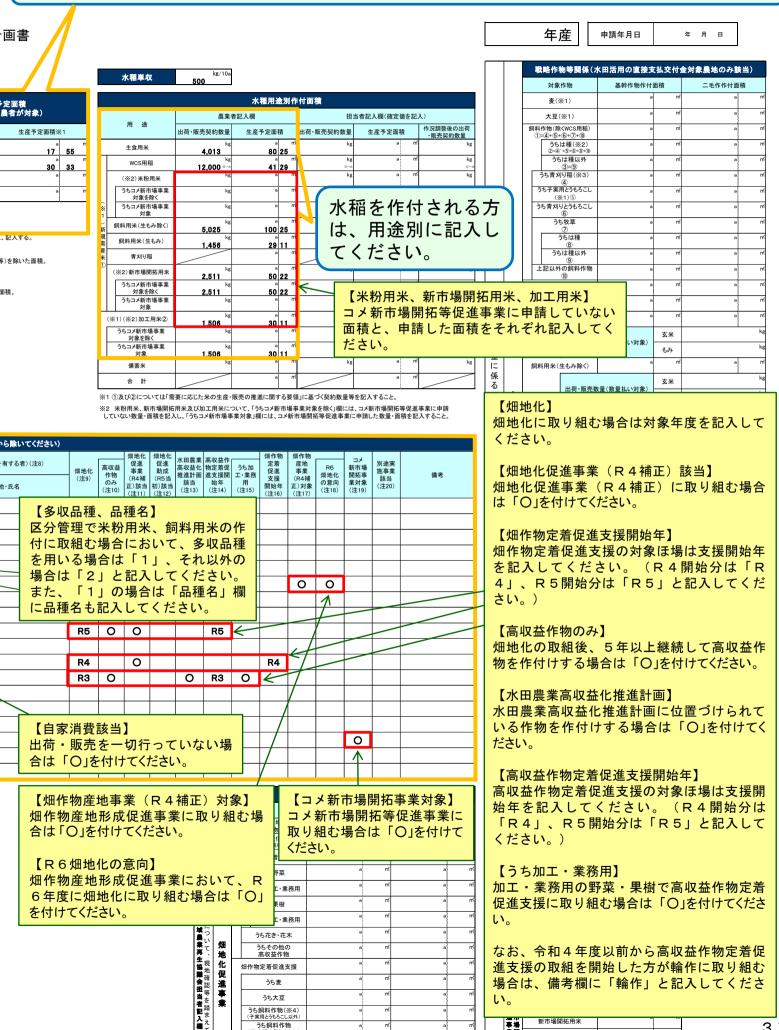
「作物名」欄には、主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、おだか麦、麦芽原料、そば(普通・ば又は種・用そば)、大豆(普通料用米(生も)を直接利用する取組は飼料用、水稲を作付けた最終年を記入してください。(た 両方の作付予。がある。場合、「春まき」と「秋まき」と区別して配入する。 【水稲作付最終年】

前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください。(た だし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要)例えば、 令和4年度に水稲を作付けた場合には、令和5年度の営農計画書 提出時に「R4」と記入してください。

品種を用いる場「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。

農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を記入する。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください(記入されている場合は内容を確 認していただき、訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。)。 畑作物の直接支払交付金(面積払)を申請される方は、実際の作物ごとの作付面積(予定 面積を含む)を必ず記入してください。

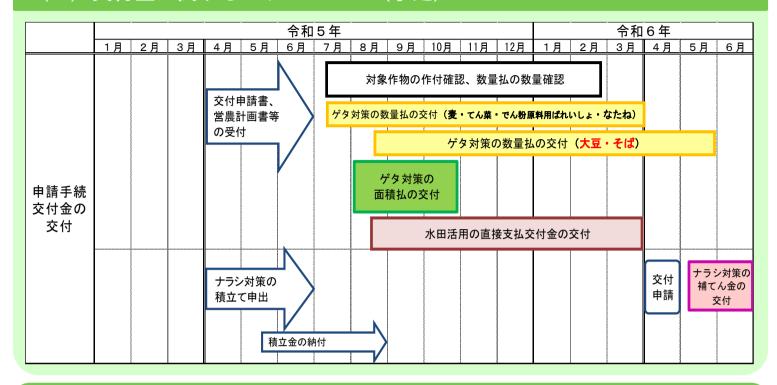


うち飼料作物(子実用とうもろこ

3 7

交付金の交付スケジュール

(1) 交付金に関するスケジュール (予定)



(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会(市町村、JA等)又は国(地方農政局、県域拠点等)へ提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)に加入される方は、同時期までに加入申請(積立て申出)を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期(予定)

① 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)

ア 面積払 : 生産年 8月 ~ 10月頃

イ 数量払 : 生産年 7月 ~ 5月頃

② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策) : 生産年翌年5月 ~ 6月頃

③ 水田活用の直接支払交付金 : 生産年 8月 ~ 3月頃

注:上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。また、令和5年産からゲタ対策の大豆・そばの数量 払の交付申請期限は4月末となりますが、特段の遅延理由がない場合は、3月5日までに申請してください。 なお、令和6年1月より、従来の交付決定通知書等は、圧着式ハガキにて送付する予定です。

(4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類(当年産の出荷・販売伝票の写し等)及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注:農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料(ゲタ対策)」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料(ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米)」に代えることが可能です。

注:畑地化促進事業、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業及び小麦・大豆の国産化の推進の申請期間等は、都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。

農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、 農業用の機械・施設等の取得)を図る取組を税制面で支援します。

税制特例の内容

- 〇 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てる場合、この積立額を個人は必要経費に、 法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金を そのまま用いて、農用地、農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できます。
 - (例) 3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合



準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、 この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない交付金は、課税対象になります。)

農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

対 象 者

青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者であって、以下のいずれかに該当する方が対象です。

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画に位置付けられた農業を担う者
- 地域計画が策定されていない場合は、人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- ※ 地域計画は、令和5年4月から令和7年3月までの2年間で集中的に策定されます。

対象資産

- 〇 農用地
 - 農地、採草放牧地
- 農業用の機械・施設等
 - ・機械及び装置 ・器具及び備品
 - ・建物及びその附属設備 ・構築物 ・ソフトウエア

注:機械・施設等は、令和5年度から取得価額が30万円未満のものは対象外となります。

対 象 交 付 金

- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ・ナラシ)
- 〇 水田活用直接支払交付金
 - 水田活用の直接支払交付金*
 - · 畑地化促進事業(R4補正)*
 - · 畑作物産地形成促進事業(R4補正)
 - ・コメ新市場開拓等促進事業

注:*印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援 は対象外となります。

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての**農林水産大臣の証明書**が必要です。

証明書の申請手続については、お気軽に地方農政局・県拠点等にお問い合わせください。



収入保険・農業共済等の概要

1 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



【加入できる方】

<u>青色申告を行っている農業者(個人・法人)</u>

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 現行は、加入申請時に、青色申告実績(簡易な方式を含む)が1年分あれば加入できます。 令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告実績(簡易な方式を含む)で加入できるよう検討しています。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

【対象収入】

農業者が自ら生産した農産物の<u>販売収入全体</u>

- ※ 簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※ 一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(1) 補てんの仕組み

- 保険期間の収入が<u>基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限</u> 度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。
 - ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も 考慮して設定します。
 - ※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は 基準収入の9~5割の中から選択できます。
 - ※ 保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。
- 〇 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)
 - ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、<u>保険金の受</u>取がない方は、保険料率が段階的に下がっていきます。
 - ※ 積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、<u>補てんに使われない限り、翌年に持ち越</u> されます。
 - ※ 税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、 預け金として取り扱います。

① 基本のタイプ

保険方式(掛捨て)と積立方式(掛捨てではない)の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、基準収入1,000万円の場合、

保険方式の保険料8.5万円、

積立方式の積立金22.5万円、

付加保険料2.2万円で、

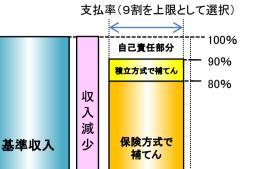
最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の収入がゼロになったときは、

810万円(積立金90万円、保険金720万円)の補てん が受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、 付加保険料には50%の国庫補助があります。 積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払(最大9回)や 制度資金の活用ができます。

基本のタイプ



保険期間

の収入

収入がゼロ

になっても

補てん

(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

② 保険料の安いタイプもあります!

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ 補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、**基準収入が1.000万円**の場合、

保険料4.7万円(基本のタイプより約4割安い)、

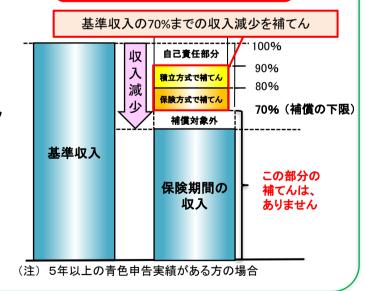
積立金22.5万円、

付加保険料1.9万円で、

保険期間の収入が700万円になったときは、

180万円(積立金90万円、保険金90万円)の補てん が受けられます。

ただし、700万円を下回った分の補てんはあ りません。 基準収入の70%を補償の下限 とした場合の補てん方式



(2) 無利子のつなぎ融資が受けられます!

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、保険期間中であっても、 自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、 無利子のつなぎ融資を受けることができます。

(3) インターネット申請と自動継続特約について

共通申請サービスを通じてインターネット申請をした方や翌年以降の契約を継続する特約 (自動継続特約)をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

	インターネット申請と自動継続特約を
	両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※ インターネット申請のみの場合:新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引 自動継続特約のみの場合:新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

(4) 野菜価格安定制度との同時利用について

現在、当分の間、初めて収入保険に加入される方は、最初の2年間、収入保険と 野菜価格安定制度(野菜価格安定対策事業)を同時利用することができるようにしてい ます。(令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能)

- ※ 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用される方には、<u>収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者</u> の負担金の両方を支払っていただきます。
- ※ 収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、 その金額を控除します。

<加入・支払等手続のスケジュール>

- ※ 保険期間が令和6年1月~12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。 事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



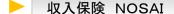


収入保険について、補償内容、シミュレーション(試算)など詳しいことは、 最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済 組合連合会(NOSAI全国連)のホームページ でご覧になれます。





2

農業共済

経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、**農作物** 共済と畑作物共済があります。(このほか、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があります。)

【対象品目】

農作物共済 水稲、陸稲、麦

<u>畑作物共済</u> ばれいしょ、大豆、てん菜、そば このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶(一番茶)、スイート コーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。

【補償対象となる事故】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害

【補償期間】

移植期(直播の場合は発芽期)から収穫期

補償内容

〇 以下のメニューから、農業者が選択できます(品目ごとに選択できるメニューが異なります)。

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割(そばは8割)を下回った場合	JA等の出荷資料や
災害収入 共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、 生産金額が9割を下回った場合	税務申告の帳簿による収穫量 (又は生産金額)
地域インデ ックス方式	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、 市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現 地調査による収穫量

- 水稲、陸稲及び麦において、一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の損害があった場合でも共済金が受け取れます。
- 危険段階別共済掛金率により、共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

【試算例(10a当たり)	水稲 (全相殺方式)	麦 (災害収入共済方式)	大豆 (全相殺方式)
農業者が支払う共済掛金 一筆半損特約を 付加した場合の掛金	594円 (604円)	1,850円 (1,876円)	1,558円
収穫量が50%減少した 場合に支払われる共済金	3. 9万円	2. 7万円	2. 1万円
収穫量が皆無になった 場合に支払われる共済金	8. 7万円	6. 1万円	4. 7万円

※掛金の原則50%(ばれいしょ、大豆、てん菜、そばは55%)を国が補助します。 上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

○ 収穫後の自然災害等への備えとして!

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生じました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険(詳細は40~42ページを参照)

財産を補償・・・農業共済組合の保管中農産物補償共済、民間保険会社の事業者向けの火災保険等



農業共済について、詳しいことは、

下記URLから、<u>お近くの農業共済組合までお問い合わせください</u>。

【各地域の農業共済組合(NOSAI)連絡先一覧】

http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html (農林水産省ホームページ)

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

チェックをしてみましょう!

① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

■ MAFFアプリをインストールし、災害対策等 の情報を活用していますか?

○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

□ 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか?

② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも 年に1回は見直しを行い、備えが十分か 確認しましょう。





※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。 BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。



チェックリスト、農業版BCPは、**農林水産省ホームページ**に掲載しています。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html (農林水産省ホームページ)

農業版BCP 農水省

❷ 検索

需要に応じた生産・販売

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを 自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

米政策の基本的な考え方

- 平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断 により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。
- 農林水産省としては、
 - ① 事前契約・複数年契約による安定取引の推進
 - ② 麦・大豆や野菜・果樹、新市場開拓用米(輸出用米等)、加工用米、米粉用米 などの、需要のある作物や主食用以外の米への転換に対する財政的な支援
 - ③ 都道府県の地域再生協議会等を集めた全国会議を通じた、需給見通し等のきめ 細かな情報提供
 - ④ 主食用米を長期計画的に販売する取組等への支援 などにより、産地・生産者が、消費者・実需者のニーズを的確につかみ、どのような 水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるような環境整備に努めてまいります。

(2)全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(令和4年10月20日公表)

令和5/6年の需給見通し(令和4年10月)では、令和5年産の主食用 米等生産量は669万トンと設定しています。

令和2年産米のコロ

ナ影響緩和特別対策 (性別 株) お除いた

令和4/5年及び令和5/6年の 主食用米等の需給見通し

			(単位: 万トン)		うの見通し	
	令和4年6月末民間在庫量	A	218	→	209	≪9≫
令和	令和4年産主食用米等生産量	В	670			
4	令和4/5年主食用米等供給量計	C = A + B	888	•	879	≪9≫
5 年	令和4/5年主食用米等需要量	D	691 ~ 697			
	令和5年6月末民間在庫量	E = C - D	191 ~ 197		182~188	≪9≫

	令和5年6月末民間在庫量	Е	191 ~ 197
令和	令和5年産主食用米等生産量	F	669
5 /	令和5/6年主食用米等供給量計	G = E + F	860 ~ 866
6 年	令和5/6年主食用米等需要量	Н	680
	令和6年6月末民間在庫量	I = G - H	180 ~ 186

注1:主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和特

【参考】 相対取引価格と民間在庫量の推移



別対策(特別枠)の販売動向等によって、今後、変動する可能性がある。 注2:欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)に取り組む令和2年産米を除いた場 合の見通しであり、≪ ≫書きは特別枠に係る取組数量。

注:相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月(4年産は 令和4年12月)までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消 費税相当額が含まれている(令和4年産は速報値)

(3) 事前契約の取組の推進

今こそ、事前契約が大切です!

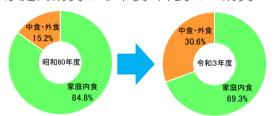
- 主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。
- こうした状況下で産地が取り組むべきことは、あらかじめ販路を確保して売れ 残りを発生させないことです。

計画的な生産を行う 重要性が高まっているんだね

消費者が求めるニーズをつかみましょう!

○ 主食用米の消費量が減少している一方、消費者二一ズの多様化が進んでいます。

家庭内消費から中食・外食での消費へ



消費者が精米購入時に重視するポイント(例)

- ▶ 美味しさで有名になっている産地や品種
- ▶ 減農薬などこだわりのある栽培方法
- ▶ お得感のある価格
- | ▶ 食べ比べがしやすい少量包装
- 多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには産地では、 各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映することが大切です。

安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です!

産地

生産する米を確実に販売し 生産者の経営安定を図りたい

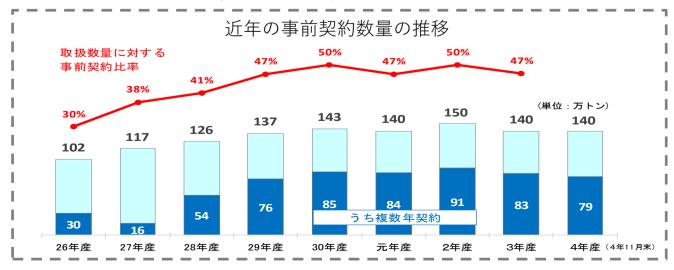


卸売業者・実需者

多様なニーズに対応できる米を安定的 に調達、消費者に提供・販売したい

全国の事前契約取組状況

〇 近年では事前契約の取組が全国的にも広がっており、各産地において安定 取引に向けた取組が行われています。



資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」(年間取引数量5,000〜以上の集出荷業者)

(4)需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

○ 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた「米に関するマンスリーレポート」を毎月上旬に発行しています。

米に関するマンスリーレポート (令和4年11月号)



11月24日は日本食の日

「米に関するマンスリーレポート」 目次

- 特集記事
- 1 作柄概況
- 2 米の民間在庫情報
- 3 米の価格情報
- 4 米の契約・販売情報
- 5 消費の動向
- 6 輸出入の動向
- 7 主食用米以外の情報

○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を、毎月調査・公表

		4年 7月	8月	9月	10月
H	3荷+販売段階	158.7	125.1	198.5	314.0
	4 年 産 米			104.0	232.8
	1 年 古 米 (3 年 産)	139.1	107.3	78.9	69.2
北	出荷段階	134.6	105.1	173.4	265.5
海道	4 年 産 米			92.1	199.2
道	1 年 古 米 (3 年 産)	118.2	89.9	67.9	56.2
	販売段階	24.1	20.0	25.1	48.5
	4 年 産 米			11.9	33.7
	1 年 古 米 (3 年 産)	20.9	17.4	11.1	13.1

○ 相対取引価格·数量

全国118産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、 毎月調査・公表

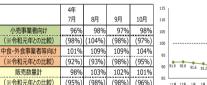
		4年度米			月別	価格		年	産平均価格	
産地	品種銘柄	令和44 価格	¥10月 数量	4年産米 (4年9月)	対前月比	対前年	3年産米 (3年10月)	4年産米 出回り~	3年産米 出回り~	対前年比
		1	2	3	1)/3)	同月比 ①/④	4	4年10月 ⑤	4年10月 ⑥	5/6
北海道	ななつぼし	13,628	15,457	13,674	100%	107%	12,716	13,643	12,687	108%
北海道	ゆめびりか	15,690	8,015	15,864	99%	93%	16,783	15,746	15,451	102%
北海道	きらら397	13,229	1,447	-	-	105%	12,657	13,223	11,955	111%
青森	まっしぐら	12,731	4,680	12,773	100%	110%	11,586	12,740	10,770	118%
青森	つがるロマン	12,841	1,258	12,416	103%	115%	11,128	12,770	11,315	113%

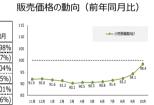
※ 価格については、相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格(POSデータ)を掲載

○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、「小売事業者」「中食・外食事業者等」別の精米の販売価格・数量を、毎月調査・公表

販売数量の動向(対前年比)





(5) 米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

○ 需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があること から、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売 や海外用など他用途への販売を行う取組等に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業 を措置しています。

全国事業

- ・民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会を支援(定額)
- ・新たな需要開拓に向けた商品開発・販売促進を支援(定額、1/2以内)
- ・海外業務用需要などの新たな市場開拓を支援(定額)





産地自らの自主的な取組 主食用米の

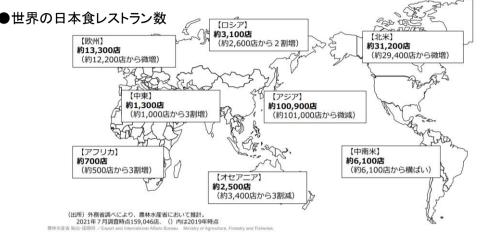
- ① 周年安定供給のための長期 計画的な販売
- ② 海外向けの販売促進等
- ③ 業務用向け等の販売促進等
- ④ 非主食用への販売
- (※)値引きや価格差補填のための費用 は支援の対象外。

(6) コメ海外市場拡大戦略プロジェクトでコメ輸出拡大を目指します!

○ 国内では、コメの消費減に加えて、2010年をピークに人口減少の局面に入っていることから、年間需要量は毎年8~10万トンずつ減少してきていますが、海外に目を転じれば、日本食レストラン数は増加傾向にあるなど、日本食のマーケットは世界で広がりつつあります。

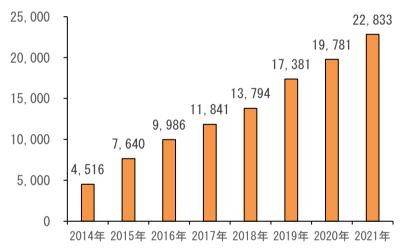
○ このような中、コメについても新たな海外需要開拓を図っていくことが喫緊の課題となって

います。



○ このような中、輸出事業者による需要開拓の結果、近年、コメの輸出は増加してきました。 中には、千トン規模で日本産米を取り扱うチェーン店も出てきています。

●コメの輸出実績



●多量に日本産米を使用している外食チェーンの例



華御結(香港)



元気寿司(香港)

- コメ・コメ加工品の輸出では、一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(全米輸)が会員である輸出事業者や産地とともにオールジャパンでの需要開拓等を担ってきました。
- このほど、全米輸は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(輸出促進法)に基づき、「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の認定品目団体として認定を受けました。
- 全米輸では、引き続き、オールジャパンでの需要開拓や現地ニーズの把握、商談 会の開催など、業界全体の輸出力強化につながる活動を企画・展開し、また、輸出

に関心のある方々への専門家による相談に応じて いく考えです。





●認定品目団体認定式の様子

- 〇 農林水産省では、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、戦略 的に輸出に取り組む関係者を「戦略的輸出事業者」、「戦略的輸出基地(産地)」として特定 し、連携して取り組む海外需要開拓のための具体的な取組を後押ししています。
- ●コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて



輸出事業者による取組事例1: 生産者と連携した品質向上の取り組み

おむすび専門店を運営している(株)イワイは、アメリカとフランスの現地店舗で消費者へ精米したてのコメを使ったおむすびを提供。国内外店舗を問わず、店舗で使用される全てのコメを生産者と直接契約。将来的に海外で1,000店舗まで増やすことを目指している。

若手契約生産者を同行した、海外店舗での販促活動を定期的に実施。契約生産者と海外ニーズを共有。輸出用米作付け意欲向上にも寄与している。生産者と海外店舗スタッフとの意見交換を通じて、品質管理の重要性を改めて認識し、品質向上に寄与。



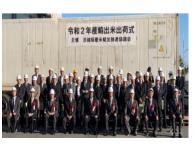


輸出事業者による取組事例2: 産地と連携した需要開拓

茨城県の生産者が輸出用米の作付→集荷→輸出まで自ら取り組むべく「茨城県産米輸出推進協議会」及び輸出商社の「百笑市場」を設立。多収品種の導入により販売価格の引き下げと農家収益の確保の両立を図っている。当初、協議会の参加人数は8人であったが、2021年には90人まで拡大。輸出用米の供給量は1,145トン(2021年)まで増加し、2025年には輸出数量3,000トンへ拡大を目指している。







●展示会、那珂湊港からの出港式の様子



オンライン申請

経営所得安定対策等はオンライン申請を推進しています!

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス(通称:eMAFF)を構築しました。 経営所得安定対策等の申請手続もeMAFFを活用してオンライン化に対応しています。

(1) オンライン申請の概要

経営所得安定対策等の申請手続が、オンライン化によりパソコンやスマートフォンで申請することができるようになります。また、データのeMAFFへの一元化によって協議会の業務負担軽減、集計データの利活用等が可能となります。

期待される効果(以下の作業が省力化・削減されます!)

農業者(申請者)



- ■手書きによる書類作成
- ■申請書類や添付書類提出のための外出

地域農業再生協議会



- ■申請書の配布・回収・データ入力等
- ■現地確認後のデータ再入力
- ■データの集計・報告

(2) 申請手続のオンライン化の進め方

- 令和元年度より、一部地域を対象に試行運用を開始し、令和5年度から、 全ての協議会がeMAFFを使えるように準備を進めてきました。
- 令和5年3月には全ての協議会がオンライン審査ができる体制を整え、 eMAFFへの電子申請が可能になります。
- 令和5年度は、より一層のeMAFFでの電子申請の普及・推進に向けた取り組みとして、皆様が使いやすい環境の整備に取り組んで参ります。
- eMAFFの利用に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

令和5年度の本格運用に向けて

- ■令和4年度中に、農業者が希望すれば電子申請できるよう整備。
- ■順次、eMAFFに対応する地域農業再生協議会を拡大。

(令和5年度には全ての地域農業再生協議会で対応予定)

※共通申請サービスが開始されても紙での申請は可能です。

オンライン申請を希望する皆様へ

経営所得安定対策等の申請をご自宅のパソコンやスマートフォン等で行うためには、以下の手順に沿ってDを登録いただく必要があります。電子申請を希望される場合は、最寄りの地域農業再生協議会にお問い合わせください。

①はじめに

最初に、gBizIDを登録します。以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、gBizIDを登録してください。

gBizIDホームページ https://gbiz-id.go.jp/top/

②つぎに

gBizIDを用いて eMAFF ヘアクセスし ます。必要事項を 記入の上、eMAFF で利用する申請者 用のIDを登録してく ださい。

共通申請サービス https://e.maff.go.jp/

③さいごに

eMAFFへのID登録を行った後、身分証明書を持参の上、最寄りの地域農業再生協議会にお確以ださい。本人確認が終了次第、eMAFFの利用が可能となります。







必要なものチェックリスト

- ✓パソコンやスマートフォン、タブレット 等インターネットに接続できる端末
- ☑インターネット環境
- ☑身分証明書



こんな農業者におすすめ!

- ●何枚も申請書を書くのが面倒。
- ●申請書を提出しに外出するの が面倒。
- ●申請データを営農ソフトに 活用できないか。



オンライン申請で解決!

問い合わせ先一覧(地方農政局等)

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
	札幌地域拠点地方参事官室	011-330-8822
北 海	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
道農	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
海道農政事務所	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9047
務	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
171	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
東	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
北 農 政 局	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
局 	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
脚	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-5866
東	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
関東農政局	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
向 	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500
-Jŀ	新潟県拠点地方参事官室	025-228-5290
北陸農 	富山県拠点地方参事官室	076-441-9307
政	石川県拠点地方参事官室	076-203-9140
同	福井県拠点地方参事官室	0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
東	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
海農政局	三重県拠点地方参事官室 三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
问	<u>一 </u>	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	077-322-4274
近		0,0
近畿農政局	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
政局	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
中	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
国	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
国	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
四国農政局	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
局	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
	福岡県拠点地方参事官室	092-261-2174
	佐賀県拠点地方参事官室	0952-23-3136
九	長崎県拠点地方参事官室	095-845-7123
州農政局	熊本県拠点地方参事官室	096-211-9336
政局	大分県拠点地方参事官室	097-532-6134
	宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
沖縄総	· 合事務局農林水産部経営課	098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、 農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ

お気軽に、無料電話相談

ミナハイロー **00** 0120-38-3786

受付時間:平日9:00~17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意:携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話では で利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」 を押してお掛けください。

左記以外にも、最寄りの地方農政局等(問い合わせ先一覧のとお り)、地域農業再生協議会(市町村、JA等)までお気軽にご連 絡ください。

